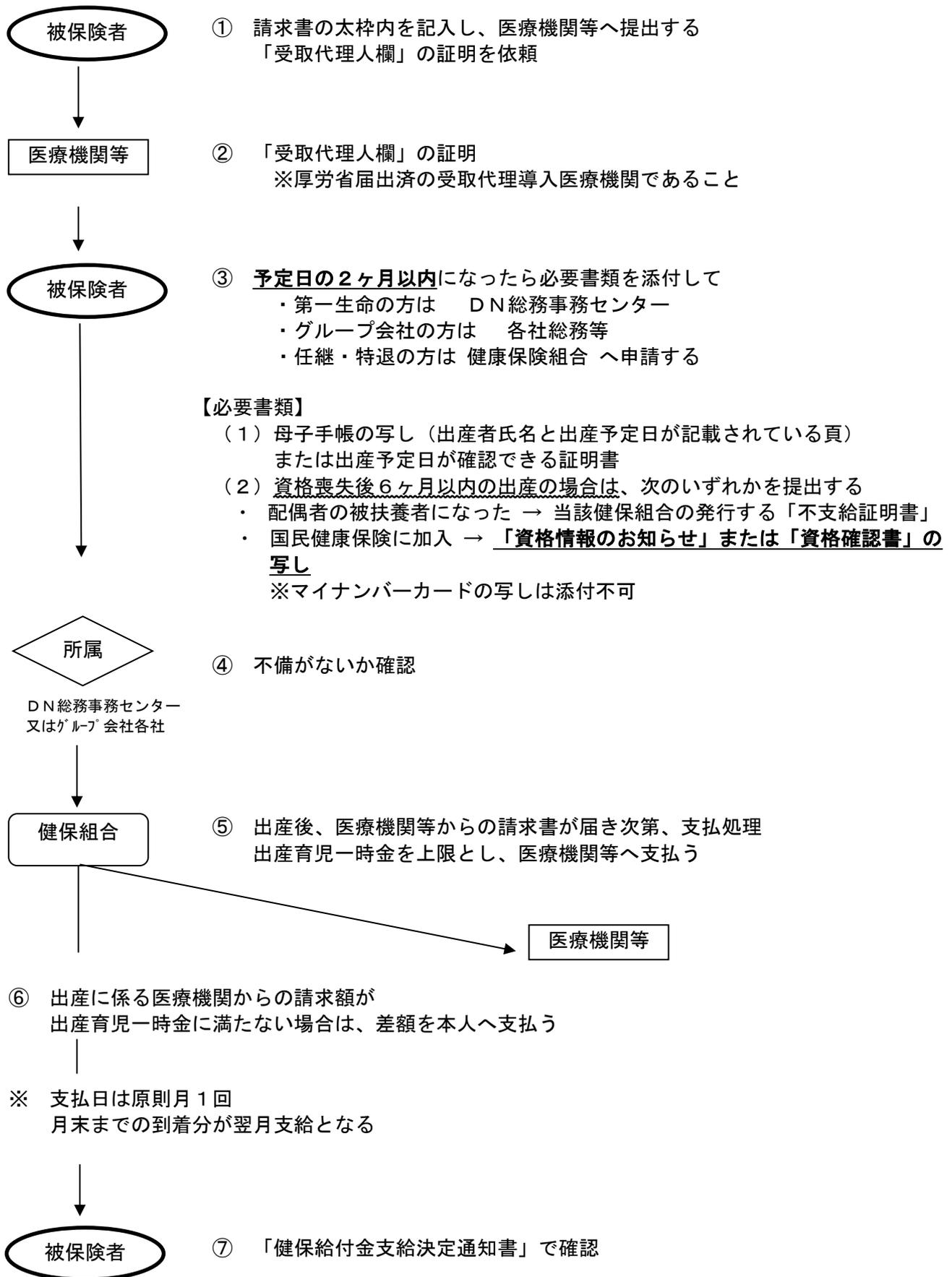


# 出産育児一時金の受取代理申請をする方へ

～申請から支払いまでの流れ～



## (注意事項)

- ◆ 受取代理制度の適用を厚生労働省へ届出した医療機関等に限られます。直接支払制度を適用している医療機関等の場合は、直接支払制度をご利用願います。
- ◆ 出産予定日まで**2ヶ月以内**の方が、出産予定の医療機関等で受取代理の同意を得ることが条件となります。海外で出産される方は事前申請の対象になりません。
- ◆ 母子手帳の写し（出産者氏名・出産予定日が記載されている頁）又は、出産予定日がわかる証明書を添付してください。
- ◆ 資格喪失後、6ヶ月以内の出産については、申請時に加入している健康保険によって必要書類が異なります。
  - (1) 配偶者の被扶養者である場合・・・当該健保組合の発行する「不支給証明書」
  - (2) 国民健康保険に加入している場合・・・**「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写し**  
※マイナンバーカードの写しは添付不可
- ◆ 請求書提出後、請求書で定めた受取代理人である医療機関以外で出産することになった場合は、速やかにご連絡ください。

R6.12 改訂